

## 国立公文書館の見直しについて

### 内閣府の説明について

内閣府独立行政法人評価委員会が国立公文書館を国へ戻すべきとの意見に至った根拠についての内閣府の説明は、ワーキンググループに報告。その際、委員から次のような意見があった。

- 移管以外の問題については、「中間書庫について半現用・非現用の公文書等を二元管理することが不自然」ということと、「公文書管理について懇談会報告で示された課題については、企画部門（内閣府）と実施部門（独法）が分かれたままで、対応することは非効率であり有効性に問題」と理解するが、
    - ・ 「中間書庫」は懇談会報告において公文書の散逸防止措置の一つとして提言されたもので、政府としてその設置が決定されたものではない。仮に中間書庫が設置されることになり、さらに一元管理が必要ということとなったとしても、国立公文書館に一元的に管理させるという方法も考えられる。国の機関との関係については、移管の促進のときの議論と同様、ルーティン化や内閣府へのサポートにより改善を図るべき問題である。
    - ・ 独法は、国として確実に実施されることが必要な事務・事業について、企画部門と実施部門を分立させることにより後者を適正かつ効率的に運営することを目的としている制度。公文書保存・利用関係業務は実施部門そのものである。両部門の機能分担の仕組みの中でどのように工夫していくかという問題である。
- ことから、公文書保存・利用関係業務については、引き続き独立行政法人において行うべきとの方向で勧告の方向性を検討していくべきである。